

マネージメント・レター No.276

平成23年12月改正 200%定率法について

今回の改正「200%定率法」の特徴は、減価償却費の償却スピードが落ちることになるから、今後、設備投資を行う予定の事業者には、非常に注目すべき内容となっております。以下、詳しく説明いたします。

① 改正事業年度の平成24年4月1日以後の期間内に取得した減価償却資産の250%定率法の適用

改正事業年度（※1）において取得をした減価償却資産が複数ある場合、その取得の日に応じて「200%定率法」と「250%定率法」のそれぞれの償却方法により償却を行う必要が生じますが、平成24年4月1日からその事業年度終了の日までの期間内に取得をした減価償却資産については、平成24年3月31日以前に取得をされたものとみなして「250%定率法」により償却をすることができる特例が措置されました。（法人任意選択）

② 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をした減価償却資産の200%定率法の適用

平成24年4月1日同日前に取得した減価償却資産がある場合、「200%定率法」と「250%定率法」のそれぞれの償却方法により償却を行う必要が生じます。こうした事務負担を軽減するため、法人が平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をした減価償却資産について定率法を選定している場合、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」を所轄税務署長に提出した時には、その届出による法人の選択により、改正事業年度又は、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度（以下、「変更事業年度」という。）以後に各事業年度における償却限度額の計算について、その減価償却資産の全てを平成24年4月1日以後に取得したものとみなして、「200%定率法」により償却することができることとされました。

③ ①の原則としては「200%定率法」が適用

※1 6月決算法人の場合→23年7月1日～24年6月30日（24年4月1日を跨ぐ事業年度）

この減価償却資産の税制改正により、平成24年4月1日以後取得した減価償却資産の償却額のみならず、平成19年3月31日前取得、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの取得した減価償却資産の管理にも今後十分注意していかねばならないでしょう。どの償却方法を選択・検討の際は、当事務所の監査担当者までお問い合わせください。

—参考 国税庁HPより—